

協力



発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2018年5月1日

社報タイトル「協力」は社内で掲げる平成30年の標語です。

● 経営コンサルティング ● 相続 ● 会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
税理士	小林 政 氏	税理士	須 賀 保 雄
代表社員	小林 政 仁	税理士	齋 藤 利 文
税理士	小林 政 仁	税理士	齋 藤 利 文

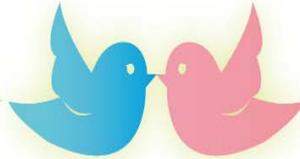
税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号

TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602

URL: <http://www.e-cg.co.jp>

6月の税務



1. 所得税の予定納税額の通知
通知期限...6月15日
2. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
納期限...6月8月10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
3. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（H29年12月～30年5月分の納付）
納期限...6月11日
4. 4月法人決算の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税
申告期限...7月2日
5. 10月決算法人の中間申告
法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税（半期分）
申告期限...7月2日
6. 消費税の年税額が400万超の1月7月10月決算法人の3月ごとの中間申告
消費税・地方消費税
申告期限...7月2日
7. 消費税年税額が4800万超の3月4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）
消費税・地方消費税
申告期限...7月2日



平成 30 年度税制改正 事業承継税制について

新しい事業承継税制が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。従来の事業承継税制と異なり、非常に利用しやすくなっています。今回の事業承継税制の主な内容は次の通りです。

1. 内容

一定の要件のもと非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する制度です。

2. 主な要件

①非上場会社で事業を行っていること（不動産賃貸業その他一定のものを除く）。

②同族関係者で議決権の 50% 超を保有していること。

③後継者が代表権を有し、先代が過去に代表権を有していたことがあること。

④後継者が 20 歳以上、かつ、役員に就任し 3 年以上であること（贈与税の要件）。

⑤後継者が相続開始の日の翌日から 5 カ月を経過する日までに代表権を有すること（相続税の要件）

⑥事業承継計画について都道府県の認定を平成 30 年 4 月より 10 年（内容により 5 年）以内に受けること。

⑦毎年（又は 3 年ごとに）、税務署・都道府県に事業報告書等を提出すること。

⑧その他一定の要件

こちらの制度は、今年から 10 年（又は 5 年）の期間限定となります。詳細はお気軽に担当者へお問い合わせください。



ヤングマンパワー

人にはエネルギーというものがあると思う。

エネルギーが不足した時は無意識のうちにエネルギーを補充しようとする。

疲れているときに、自然の中でたくさんの草木に囲まれていると心も体も元気になりリフレッシュしてさわやかな気持ちになる。

木々の放出するフィトンチッドという物質が人間の自律神経の安定やストレスの解消になるらしい。また、何事にも正面から向かい合い、諦めることなく突き進んでいく、スポーツや演技に取り組む若い力には、良い刺激を受けて感動を感じる。エネルギーは人からもらうばかりではなく、他人をほめたり、思いやったり、悩みを聞いてあげたり、相手を笑顔にさせることにより与えることができる。

相談に来られた方が「元気がでた」「安心した」とかプラスのエネルギーを感じてもらえることが、仕事のやりがいであり自分にとってのエネルギーになっていると思う。